

令和7年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和7年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和7年3月4日	9時30分	議長	重松一徳	
	散会	令和7年3月4日	12時08分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	末 次 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	栗 野 久 明	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	重 松 一 徳	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員		4番	佐々木 教 雄	5番	中 村 絵 理	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井 上 克 哉		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也	産業振興課長	大 石 顕		
	副 町 長	熊 本 弘 樹	まちづくり課長	井 上 信 治		
	教 育 長	柴 田 昌 範	定住促進課長	山 田 恵		
	総 務 課 長	平 野 裕 志	建 設 課 長	今 泉 雅 己		
	企画政策課長	亀 山 博 史	会 計 管 理 者	寺 崎 博 文		
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜	教 育 学 習 課 長	古 賀 浩		
	税 務 課 長	古 賀 満 宏	福 祉 課 参 事	松 田 美 紀		
	住 民 課 長	藤 田 和 彦	こども課保育園長	舟 木 徳 茂		
	健康増進課長	村 上 妙 子	産 業 振 興 課 参 事	佐 藤 定 行		
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二	まちづくり課図書館長	城 本 直 子		
こども課長	山 本 賢 子	建 設 課 参 事	酒 井 孝 行			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|--------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第5 | 一般行政報告 |
| 日程第6 | 教育行政報告 |
| | 提案理由説明 |
| 日程第7 議案第9号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第8 議案第10号 | 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について |
| 日程第9 議案第11号 | 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 議案第12号 | 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 議案第13号 | 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び基山町税条例の一部改正について |
| 日程第12 議案第14号 | 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第13 議案第15号 | 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 議案第16号 | 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 同意第1号 | 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第16 議案第17号 | 町道の路線の認定について |
| 日程第17 議案第18号 | 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第18 議案第19号 | 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第19 議案第20号 | 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第20 議案第21号 | 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第21 議案第22号 | 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号） |
| 日程第22 議案第23号 | 令和7年度基山町一般会計予算 |

- 日程第23 議案第24号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和7年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第26 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第27 予算特別委員会の設置について

～午前9時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和7年第1回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、佐々木教雄議員と中村絵理議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から21日までの18日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第3. 諸般の報告を行います。

令和7年第1回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、定期監査について報告します。

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、同条第9項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和6年12月23日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会臨時会が開催され、議長、大久保議員が出席しました。

令和6年12月25日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、議長、佐々木議員が出席しました。

次に、令和7年1月16日に上峰町で三養基郡町村議会議長会全議員研修会が行われ、内田一夫氏を講師に迎え、「地方議会とハラスメント」を演題に講演があり、議員13名が出席しました。

次に、令和7年1月21日に佐賀県町村議会議長会議及び政策研究委員会が開催され、議長が出席しました。政策研究委員会では、一般社団法人官民共創未来コンソーシアム代表理事の小田理恵子氏を講師に迎え、「地方議会におけるハラスメントの実態と防止策～住民の信頼を失わないためにすべきこと」を演題に講演がありました。

次に、令和7年1月27日から28日に福岡県遠賀町で「議会運営と議会改革について」、山口県山陽小野田市で「議会基本条例に基づく議会改革の取組について」、議会運営委員、議長が視察研修を行いました。

次に、令和7年2月3日に令和7年第1回三神地区環境事務組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和7年2月10日に佐賀県町村議会議長会主催の市町行政講演会が開催され、石掛貴人氏を講師に迎え、「佐賀の気象災害と地球温暖化」を演題に講演があり、議員13名が出席しました。

次に、令和7年2月17日に佐賀県町村議会議長会定期総会が開催され、議長が出席しました。

また、同日に廣瀬行政研究所の地方議会セミナーに松石健児議員、水田議員、工藤議員が出席しました。

次に、令和7年2月18日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会代表者会議が開催され、中牟田議員が出席しました。

また、同日に佐賀県町村会定期総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和7年2月25日に佐賀県市町総合事務組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和7年2月26日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、中牟田議員が出席しました。

次に、令和7年2月27日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、大久保議員が出席しました。

また、同日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、議長、工藤議員が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査の結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告します。

1、調査事項及び調査期日。

(1)基山町立図書館の運営について、令和7年1月24日金曜日。

2、調査結果。

基山町立図書館は平成28年に中央公園に移転し、現在まで9年が経過している。開館時間は9時から18時で、月曜日が休館日になっている。

これまでの年度別利用状況は令和元年度が最高で、入館者数は16万2,764人、貸出冊数は30万1,461冊であった。コロナ禍で一時落ち込んだが、令和5年度は入館者数15万9,737人、貸出冊数29万957冊で回復を見せている。

図書館の主な事業についてただしたところ、令和5年度は主催事業を50回開催し、2,638人の参加があった。主なものとしては、読書推進講演会、ブックスタート、クリーニングデー、竹あかりナイトin図書館、開館記念イベントなどを行ったとの説明を受けました。

きやまラウンジ、多目的室、おはなしの部屋、郷土資料コーナー、読書の丘など町民が利用しやすいよう配慮がなされている。また、学校との連携として、参考資料支援や団体貸出しなどの協力をしている。

事業を継続していくための今後の取組についてただしたところ、主催事業では職員と共にボランティア団体「手をつなごう図書館の会」や「まーまぼけっと」「おはなし虹の会」などの協力を得ている。「手をつなごう図書館の会」とは、毎月定例会を開催し、イベントの開催内容について協議しており、図書館だよりの発行も連携して行っている。また、図書館周辺の草取りなどは他の町民も参加して行っているとの説明を受けました。

現在の図書館運営の課題についてただしたところ、以前は職員の中で4人の司書の有資格者がいたが、現在は3人であること。また、イベント時には駐車場が40台では足りないことが課題であるとの説明を受けました。

図書館周辺の環境を視察したところ、読書の丘、公園内の桜の木々など基山町が誇れる文化の拠点であると認識しました。

当委員会としては、継続して事業を行っていくためには、有資格者を4人体制に戻すとともに、年齢のバランスを考えた人材を育成し、町民一人一人の居場所としての図書館づくりを行うよう提案しました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

おはようございます。ただいまより厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告いたします。

1、調査事項並びに調査期日。

森林環境譲与税の活用について、令和7年1月30日木曜。概要説明及び現地視察を行いました。

2、調査結果。

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の公益的機能の発揮、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガス削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源の安定確保を目的として、平成31年3月に創設されました。

基山町の森林環境譲与税については、譲与基準である私有林人工林面積55%、林業就業者数20%、人口25%の割合で譲与をされています。基山町は、総面積の約43%、952ヘクタールが山林であり、令和元年度から令和5年度までに1,691万8,000円が譲与されました。それ

を基金に積立てし、今までに287万円を支出しています。これまでの支出としては、所有者意向調査、森林調査業務委託料、地域林政アドバイザー業務委託料、木工教室事業、林業の担い手育成業務委託料等に利用されていると説明を受けました。

現地では、今年度整備を行う予定の森林（町道うそん谷線周辺）及び過去に森林経営計画で整備をした森林（林道九千部山横断線の入り口付近）の視察を行いました。

今年度事業予定の森林は、災害発生時に被害が想定される道路沿いの生活圏に近い場所で、手入れが行き届いていない森林の整備となっているが、多くの町民が納得できる使い方をすべきではないかとただしたところ、森林環境譲与税は目的税であるため、使途が限られており、全国的に見ても間伐等の森林整備や木材利用、普及啓発、人材の育成、担い手の確保に使われているとの説明を受けました。

当委員会としては、森林も農地や空き家と同じく所有者による管理が必要なため、所有者不明になる前に手を打つべきです。また、子育ての現場や学校教育の中で、森林の重要性について、教育や町内産の木材を使った加工品等に実際に触れるなどの取組をするように提案いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第5．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、令和7年第1回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について外7件、人事案件が基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、町道認定案件が町道の路線の認定について、事務組合同規約変更案件が佐賀縣市町総合事務組合同規約の変更について、補正予算案件が令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）外3件、当初予算案件が令和7年度基山町一般会計予算外3件となっております。また、報告事項として、基山町土地開発公社の事業報告についてをお願いいたしております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

初めに、一部事務組合等の会議の報告についてでございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が2月27日に開催され、令和7年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出予算等について、全7議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和7年度歳入歳出予算等について、全5議案が審議され、原案どおり可決されました。

次に、消防関係についてでございます。

消防団出初式を1月13日に基山町営球場で開催し、通常点検と五色放水を実施しました。本年も防火・防災意識の高揚を図るため、基山保育園幼年消防クラブによる演奏も行い、消防関係者や来賓、多くの観覧者を含め約320人の参加をいただきました。

また、春の全国火災予防運動が3月1日から7日まで行われます。

次に、第6次基山町総合計画についてでございます。

町行政における総合的かつ計画的な運営の中心となる第6次基山町総合計画の策定に当たり、12月17日に基本計画（案）の住民説明会・意見交換会を開催し、12月18日から1月14日までパブリックコメントを実施しました。その後、1月29日に総合計画幹事会、2月13日に総合計画審議会を開催し、現在、最終のパブリックコメントを実施しています。

次に、シティプロモーション事業についてでございます。マスメディアを活用したシティプロモーション事業といたしまして、KBCの人気番組「アサデス。」のメンバーと行く「超基山体験ツアーデス。」を2月2日に実施しました。また、基山町ふるさと大使「どぶろっく」作曲の「佐賀の先っぽ基山」のミュージックビデオのユーチューブ再生回数が12万回を超え、多くの方に本町のPRを実施しています。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

定住促進事業として実施しております「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、2月末現在の申請受付状況は20件、「移住支援金」の申請受付状況は1件、「さが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金」の申請受付状況は3件となっております。

少子化対策として実施しております「結婚新生活支援補助金」は、2月末現在の申請受付状況は5件となっております。

移住体験住宅につきましては、2月末現在の利用件数は宮浦体験住宅11件、小倉体験住宅11件となっております。

次に、都市計画に関する事業についてでございます。

麦尾花園地区地区計画について2月3日に公聴会を行い、6件の意見の公述がありました。

次に、「株式会社げんき農場」との進出協定についてでございます。

同社は、ビニールハウスなどの農業資材を取り扱う渡辺パイプ株式会社のグループ会社で、埼玉県と千葉県においてイチゴとミニトマトの生産と販売を行っております。今回、新たなイチゴ農園を町内に開設するため、12月12日に進出協定を締結しました。

令和7年9月からイチゴの栽培開始を予定されており、将来的にはイチゴ狩り体験や直売所での販売、ふるさと納税の返礼品も検討されております。

次に、産業振興関係についてでございます。

2月26日に「基山・広域合同企業説明会」が、基山町生涯現役地域づくり環境整備部会の主催により開催されました。当日は、町内外50事業者の各ブースで約600人の参加者が熱心に話を聞き、地元就職への意欲を高めました。今後とも、地域経済を支える人材の確保を図るため、無料職業紹介所等と連携し、生涯現役社会の実現に向けた支援をまいります。

次に、商工観光関係についてでございます。

商店街等にぎわいづくり事業「街歩きクイズラリー」が12月7日にモール商店街周辺で開催されました。この日は晴天に恵まれ、町内外から39チーム約200人の参加がありました。引き続き町内のにぎわいづくり、地域経済の活性化に努めてまいります。また、第14回きやまKappoが2月16日から2月23日で開催されました。この期間は寒さが厳しい中ではありましたが、参加12店舗に推定で約400人の参加があり、特に飲食店の利用が減少する時期での消費喚起につながったと考えております。

次に、「ふ・れ・あ・いフェスタ」についてでございます。

12月8日にふ・れ・あ・いフェスタを開催しました。今回で第21回目を迎え、多くのお客様に御来場いただき、高齢者福祉や減塩指導等の様々な行政の取組を体験いただき、同時開催の米まつりとともに、楽しんでいただきました。

体育館アリーナでは、文化芸術の振興を図るために基山町出身や町内を拠点に活動する方の作品を展示する基山美術館を開催し、760人が来場され、イベント会場では各団体によるダンスパフォーマンス等を実施し、会場を大いに盛り上げました。

町民会館大ホールでは、第8回きやま創作劇「永遠（トワ）に君思う」の上演を行い、延べ900人の方に御来場をいただきました。

「米まつり」では、餅つき、餅販売、佐賀牛販売、米すくい、もちまき、農業委員会によるトラクターやコンバイン等の農業機械の展示を行いました。また、会場内では、基山町米消費拡大推進協議会による「基山産米の食べ比べクイズ」も開催され、4種類の基山産米を味わっていただき、農業及び町内産農産物への関心を深めていただきました。

今回の「ふ・れ・あ・いフェスタ」は、約8,500人の方に御来場いただき、多くの人でにぎわい、大盛況となりました。

次に、基山町成人式についてでございます。

1月12日に基山町民会館で「基山町成人式～二十歳のつどい～」を行いました。来賓として町議会、区長会、小中学校等の恩師に御出席いただきました。

成人者代表の主張があり、今までの感謝の言葉や未来に向けての抱負が述べられました。事前準備から当日の司会や運営についても新成人が自ら行い、170人の若者が仲間と共に成人としての一步を踏み出しました。

次に、生涯学習事業についてでございます。

音楽による町民交流を深め、文化振興を図るため、1月26日に3回目となる「アイが大きい基山町音楽祭」を開催しました。町内で音楽活動をされている方11組に御出演をいただき、スペシャルゲストとして基山町出身で全国で活躍されているミュージシャン「山田稔明」さんに出演いただき、300人の方に御来場いただきました。

次に、生涯スポーツ事業についてでございます。

12月1日に「第33回きやまロードレース大会・第10回スロージョギング大会」を開催しました。小学生から御高齢の方まで、町内外から1,553人のランナーが集まり、基山路を駆け抜けました。

また、第65回郡市対抗県内一周駅伝大会が2月14日から2月16日の3日間で開催されました。三養基郡チームの代表として監督以下34人、うち基山町から21人の選手が選抜され、3日間で全33区間272.9キロメートルで行われました。三養基郡チームは前回大会の9位から大幅に順位を上げ、4位の結果となり、敢闘賞に輝き、基山町出身の吉山侑佑選手が優秀選手賞を受賞しました。

次に、国民スポーツ大会推進事業についてでございます。

SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会は10月で無事終了することができました。

大会終了後に、基山町の大会を説明する事業概要説明会を12月18日、19日の2日間で開催し、国スポ正式競技卓球競技会を開催予定の後催3県の市担当者に参加いただきました。

また、2月19日にSAGA2024基山町実行委員会第5回総会を開催し、3月31日で実行委員会を解散することが決議されました。

次に、健康増進対策関係についてでございます。

子どものインフルエンザ予防接種事業については、広報や医療機関でのポスター掲示などにより周知を行い、予防接種の勧奨に努めました。予防接種については、昨年10月から1月まで実施し、1,036件の助成を行いました。

次に、物価高騰関連給付金についてでございます。

物価高騰の影響を受け、生活費の負担増加による特に生活支援が必要になっている住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円及び18歳未満の児童1人当たり2万円を給付する「物価高騰対策給付金」につきましては、第1回目の振込みを2月28日に647世帯2,171万円の給付を行いました。

次に、町内保育施設の入所状況についてでございます。

令和7年度保育所入所申請について、昨年11月1日から29日までの間は1次募集として、また、1月7日から15日までは2次募集として受付を行いました。令和7年度保育所入所状況につきましては、2月末現在、基山保育園183人、たんぼぼこども園143人、基山バディ認定こども園142人、ちびはる認定こども園69人、小規模保育事業は4か所合わせて69人で、定員全体に対する入所率は95.6%となっております。

次に、町内6園合同交通安全教室についてでございます。

今春新たに小学1年生となる町内6つの幼稚園や保育園等の年長児童を対象に、2月6日に交通安全教室を実施しました。当日は、通学路の模擬コースを設置した総合体育館武道場で、鳥栖警察署の警察官から分かりやすい交通安全の講話を聞いた後、基山町交通安全指導員の皆さんの御協力の下、約160人の園児たちがしっかりと左右を確認して、遮断機や信号を守って、正しく安全な踏切や横断歩道の渡り方等を体験しました。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

道工6単第1号弓場下2号線道路維持補修工事につきましては、令和6年12月4日から令和7年3月14日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が689万7,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は80%でございます。

次に、図書館関係についてでございます。

図書館の事業として、1月5日に貸出用図書3冊と職員手作りおもちゃや雑誌付録などのおまけを入れた図書館お年玉福袋、1月22日と2月20日に大人のお楽しみ映写会を行い、利用者の皆さんにお楽しみいただきました。

郷土資料コーナーでは、2月8日から2月23日まで絵本「きみがいるから」の原画展を行い、多くの方に御覧いただきました。

1月末までの今年度の利用状況ですが、入館者数は13万6,056人で前年比103%、貸出冊数は24万1,062冊で前年比99.7%となっております。

次に、寄附の報告についてでございます。

松田朴伝様より12月16日に絵画作品5点、株式会社Cygames様より12月26日に「ゾンビランドサガ」デザインの第一種原動機付自転車ナンバープレート150枚の寄附がありましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

2月末現在、5万5,585件、10億2,971万5,600円の寄附申込みをいただいております。昨年と同時期と比較しますと、件数で40.81%の増、金額では18.55%の増となっております。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、町立小中学校の3校ともに12月24日に2学期終業式、そして、1月8日に3学期始業式を行いました。

次に、小学校関係についてでございます。

学力向上支援につきましては、主体的な学習の仕方や基礎的・基本的な学力の定着を図ることを目的として、3年生と6年生を対象とした算数の放課後補充学習を6月28日から3月5日まで18回、水曜日に実施しています。参加者数については、3年生が基山小学校102人、

若基小学校25人、6年生は基山小学校51人、若基小学校10人となっております。

授業参観につきましては、基山小学校で1月23日に、若基小学校では1月22日に実施しました。学級懇談会につきましては、基山小学校が2月28日に実施し、若基小学校では3月11日に予定しております。

また、来年度の新入学児童保護者を対象にした新入学説明会につきましては、基山小学校では1月16日に、若基小学校では1月17日に開催し、入学準備や学校生活の概要、町の教育施策や就学援助を含む補助制度、小規模特認校制度などについて説明を行いました。

基山町のどこからでも若基小に通える小規模特認校制度についてですが、令和7年度新1年生は約3割の14人が利用予定で、来年度、若基小学校全体では40人の制度利用予定となっております。

次に、中学校関係についてでございます。

中学生の放課後補充学習につきましては、1・2年生については6月5日から2月19日まで18回実施し、110人が参加しました。中学3年生は11月25日から1月28日まで10回実施し、56人が参加しました。また、英語検定を受検する生徒を対象とした英検対策のため学習会を2回実施し、18人が参加しました。

12月17日には授業参観と学級懇談会を実施しました。

1月から私立高校の入試が始まり、2月3日に県立高校特色選抜入試、3月4日と5日には県立高校の一般入試が予定されています。

また、3校の小中学校の教職員全てを対象とした小中一貫教育3校合同研修会を2月12日に基山小学校を会場に実施し、今年度の取組の成果や課題について協議を行いました。

次に、文化財関係事業についてでございます。

基山（きざん）と特別史跡基肆城の成り立ちを素材にした第8回きやま創作劇「永遠（トワ）に君思う」を12月8日に町民会館大ホールで公演し、延べ900人の方々に御来場いただきました。

また、基肆城内の散策環境を改善する遊歩道のサイン整備事業に先立ち、確認調査を行っており、3月16日に現地で調査状況の説明会を開催するなどして、調査成果を町民皆さんへ周知していく予定としております。

基肆城跡が佐賀県初の特別史跡に指定された記念日である3月20日には、第3回目になる基肆城跡ハイキングを行います。今回は「基肆城を深く知る」と題して、3つのコースを設

定してガイドによる解説を聞きながらのハイキングを実施する予定です。

3月23日には「基肄城跡を未来へつなぐ」として日本イコモス国内委員会副委員長でもある九州大学の溝口孝司教授をはじめ、町内外からパネリストをお迎えし、基肄城の未来を考えるシンポジウムを基山町民会館で開催予定としております。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第7～26 議案第9号～議案第16号、同意第1号、議案第17号～議案第26号、報告第1号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第9号から日程第14. 議案第16号まで、日程第15. 同意第1号、日程第16. 議案第17号から日程第25. 議案第26号、日程第26. 報告第1号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和7年第1回定例議会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回は条例案件8件、人事案件1件、町道認定案件1件、事務組合規約変更案件1件、予算案件8件、報告事項1件を上程いたしております。

それでは順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

「刑法等の一部を改正する法律」の公布により、懲役及び禁錮刑が新たに拘禁刑として単一化されたことに伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第10号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえた情勢適応の観点から、給与制度の整備を行うため、「基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」等を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第11号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院報告の趣旨に鑑み、仕事と生活の両立支援の拡充のための措置として、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立を支援できる勤務環境を整備するため、「基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第12号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、「基山町職員の育児休業等に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第13号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び基山町税条例の一部改正についてでございます。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が公布され、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正されることに伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、「基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び「基山町税条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第14号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」の公布により、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、栄養士免許を有さない管理栄養士の配置を可能とするため、「基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第15号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

ごみ出しの際の利用者の利便性を図ることを目的に、可燃物入れの中及び空瓶入れ小のごみ容器を作成するため、「基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第16号 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布に伴い、基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の勤務年数に新たに35年以上の区分を追加するため、「基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、同意第1号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

基山町教育委員会委員の任期満了に伴い、引き続き「津川典善」氏を選任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第17号 町道の路線の認定についてでございます。

今回の町道の認定につきましては、住宅地の開発行為に伴います道路の3路線を認定するため、「道路法」第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第18号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてでございます。

「地方自治法」第286条第1項の規定により、「多久小城医療組合」の名称が「多久小城医療企業団」に変更されること及び名称変更後の「多久小城医療企業団」を「退職手当の支給に関する事務の共同処理」に参加させるため、「佐賀県市町総合事務組合規約」を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第19号から議案第22号までは「令和6年度各会計の歳入歳出補正予算」についてでございます。

議案第19号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）につきましては、今回、補正

予算として2億3,019万1,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも99億2,231万1,000円となります。また、今回、年度内に完了が見込めない9事業について繰越明許費の設定をお願いしております。

補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金でございます。国の補正予算に伴い、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業の事業費が増額しましたので、負担金の増額をお願いするものでございます。補正額は758万9,000円の増額でございます。

次に、定額減税補足給付金でございます。本年度、定額減税が実施されましたが、定額減税給付金の給付額の確定によるものでございます。補正額は3,889万円の減額でございます。

次に、広域ごみ処理施設運営費負担金でございます。筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の負担額の確定により減額をお願いするものでございます。補正額は2,748万7,000円の減額でございます。

次に、道路橋梁費についてでございます。三国・丸林線道路改良工事について、踏切改良事業の事業費に不用額を見込み減額するものでございます。補正額は4,000万円の減額でございます。

以上、概要について申し上げましたけど、詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。

議案第20号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、今回、補正予算として70万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算に合わせますと、予算総額は歳入歳出とも21億6,184万4,000円となります。

なお、補正予算の内容は、高額療養費などの増額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

議案第21号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として18万6,000円の減額をお願いしております。これを現計予算に合わせますと、予算総額は歳入歳出とも3億6,320万円となります。

なお、補正予算の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による減額でございます。

議案第22号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、今回、補正予算として2,649万1,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は21億4,444万6,000円になります。

なお、補正予算の内容は、社会資本整備交付金の追加配分による工事請負費の増額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第23号から議案第26号までは「令和7年度各会計の歳入歳出予算」についてでございます。

議案第23号が令和7年度基山町一般会計予算、議案第24号が令和7年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第25号が令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号が令和7年度基山町下水道事業会計予算についてでございます。

各会計の歳入歳出予算につきましては、これから説明いたします令和7年度基山町施政運営方針をもって提案理由の説明に代えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

10時35分まで休憩いたします。

～午前10時23分 休憩～

～午前10時35分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

引き続き町長の発言を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

先ほどちょうど終わりましたので、令和7年度の話でございまして、施政運営方針を基に説明をさせていただきたいと思っておりますので、令和7年度の施政運営方針を開いていただければと思います。

1ページ目は基本読みながら、もし補足すべきことがあれば補足していきたいというふうに思っております。

初めに、令和7年第1回定例議会の開会に当たり、令和7年度の基山町施政運営方針を述べさせていただきます。

基山町の現況は、人口、税収、財政状況とも堅調な動向で推移しており、マクロ的な数字は非常にいいというふうに思っております。

具体的に申しますと、人口が今4年連続年度ではプラスになっています。3月の数字が今

年どうなるかというのが微妙なところで、5年連続になるか、僅かですが、マイナスに落ちるかというのが3月末ぎりぎりのところなので、私も3月末を注目しているところでございます。

税収は今3年連続過去最高で、それがずっと伸びていっていますので、右肩上がりでございます。これにつきましては、3月末を待たずに、4年連続過去最高で右肩上がりというのが今の段階でほぼ決定していますので、これは安心なところでございます。

財政状況も、去年をもし記憶されている方は、少しよくなり過ぎているので、もうちょっと支出しなきゃいけないと思っていますということで、令和6年度はいろいろやったつもりだったんですけど、さらにまたよくなりそうなので、令和7年度は本当にまた力を入れて必要なものやっていかなきゃいけない。ただ、あんまりやり過ぎると、それが毎年響くということになると、せっかくいい財政状況がまた悪化するということになりますので、その辺のバランスを取っていきたいというふうに思います。

このようなマクロ的な数字というのは町民の皆さんにはなかなか届かないというか、町民の皆さんにとっては、言い方は悪いけど、そう大した話ではないということでございます。それで、町民の皆さんが身近な満足感が持てるような取組が必要になってくるんじゃないかなということでございます。そのためにも令和7年度は基山町が主体となって様々な取組を行っていくとともに、町民の皆様方を中心に、町外の方も含めて基山町のことを思っただき、考えていただき、あるいは基山町のために行動していただく。そして、それを基山町の活性化につなげていただくような活動を支援していききたいなというふうに思っているところでございます。

その思いや行動に対して誇りや自信を持っていただくことを「Kiyamaプライド」、これは一般的な言葉で今非常に使われているシビックプライドという言葉があるんですけども、そのシビックの部分「Kiyama」に変えただけの言葉なんですけれども、「Kiyamaプライド」と呼びたいというふうに思っているところでございます。そして、この考え方を町民の皆さん方に広げていくことによって基山町の皆さんがさらに幸福感が満たされるようになるんじゃないかなと思っておるところでございますので、そういったことを考えながら、じゃ、具体的に何をするかということで4つの柱を令和7年度は掲げさせていただいているところでございます。

1つ目の柱としましては、基山町の自慢の一つでございます、これまでも力を入れてきた

というふうに思っておりますが、教育や子育てに対する支援を令和7年度はよりきめ細かく子どもたちに、そして、子育て世代の親御さんたちに寄り添った形で拡充して、さらにステップアップした子育てしやすい町というのを実現できたらいいなというふうに思っているところでございます。

具体的には、後で詳しくは説明しますが、給食費であったり、就学援助であったり、中学校の体育館は検討ですけど、それから、病児・病後児保育、それから、各種のキャッシュレスの動きとか、フォローアップ事業とかファミリーサポート事業、こういったとにかく身近なものを拡充して、少しでも子育てがしやすい町だと、今住んでいる方にも、今後転入してくる方にもそう思っただけのような町にできたらいいなというふうに思っております。そのためには、教育委員会と町が本当に連携してやっていかなければいけないというふうに、今も今までもやってきていますが、さらにそれが必要なんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それから、2つ目の柱としましては、プラチナ社会政策室をいよいよ課に昇格するということで、これは12月議会で出させていただいたものですが、高齢者に寄り添いながら各種の施策をさらに展開して、そして、先ほど出た子どもたち、子育て世代と高齢者の間の多世代共創的なものをまずはその第一歩を踏み出したいなというふうに思っているところでございます。特に、基山町の場合は将来的にはやっぱりこの多世代共創というのが大きなキーワードになっていくんじゃないかなというふうに思っております。

具体的には、公民館を中核としたプラチナ社会の構築、そして、社会福祉協議会との連携、それから、今年度から新しく支援させていただきます聴覚障がい者等に対する支援、そういった具体的な多世代共創プロジェクトみたいなものをまずは手始めに何か一つやっていながら、多世代で本当にいい基山町だなと思っただけのような、そういうことを今考えているところでございます。

3本目の柱といたしましては、産業振興課の中にブランド化推進室というのがあったんですけども、産業振興課を2つに分割して、農業と林業を元気にする農林課と、商工業、そして、観光、創業を支援する商工観光課ということで分割して新設することも4月に予定しておりますので、これをベースに町内産業のさらなる発展を支援していきたいというふうに思っております。

具体的には、農林課を中心として農林業の推進、特に今、地域計画等々で未来、10年先、

20年先の農業がどうあるべきか議論していますけど、そういったものをさらに進めていくとともに、新しいオーガニック農業みたいなものもぜひ検討していきたいなというふうに思っております。また、森林環境譲与税、今年から少しずつ始めていくんですけど、令和7年度はより本格的に進められるように準備を進めていきたいなというふうに思っております。

加えて、鳥獣の被害ですね、猟友会の方々との連携、それから、きざんの守り人の方々とか、その他様々な活動をされている方々と連携していきながら、この鳥獣被害についてもマイナスをプラスに変える、ピンチをチャンスに変えられるような、そういうことができないかというのを考えているところでございます。

それから、商工観光課のほうはなかなか難しいとは思いますが、産業団地、今まで地区計画でやっていったんですが、ではなくて、町のほうで団地を造って、そこに企業誘致するような、そういうこともぜひ選択肢の一つに入れるように、その準備、まだ簡単に右から左でできるもんじゃありませんけれども、そういったものも考えていきたいなというふうに思っているところでございます。そして、個別企業ごとの企業支援というのがやっぱり大事なかなというふうに思っております。基山町は多く見積もっても500社、実際、我々の身近におられる企業としては大体300社ぐらいだというふうに思います。そのうちの50社ぐらいは大きい企業でございますので、残りの250社ぐらいを個別にフォローしていけば、まさに基山町の企業振興、産業振興につながっていくんじゃないかなというふうに思っております。もちろん中心市街地であったり商店街のにぎわいづくりといったものも併せてやっていかないと、なかなかいい感じにはなっていない。ただ、いいことといたしましては、今から12年前、私が副町長で来たときにはモール商店街の空き店舗が12店舗あったんですけど、今は空き店舗がゼロになっているといういい話もありますので、決して基山町の商店街とかがにぎわいがないというんじゃなくて、現実的にはちゃんとよくなっているということを我々は理解した上で、またさらに頑張っていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

あとは、1日観光・半日観光コースの設定、例えば、何度かチャレンジしてうまくいかないんですけど、基山町は有名な修行寺が5つありますので、そういったところの周遊コースみたいなものの検討などもこれからまたやっていかなきゃいけないんじゃないかなと。これは一般質問の中でもそういう御質問がありましたので、お答えをする場面が出てくると思いますけどね、そういうことも考えているところでございます。

それから、4番目の柱といたしましては、先ほど一番最初に申しあげました町民の皆さんが身近で幸せをやっぱり感じてもらわないと、どんなにマクロ的な数字がよくなったとしても、それはせんないこととは申しませんが、十分ではないというふうに思っております。そのためにも今年度から始めています「基山町明運動」というのがあるんですけど、まだまだ知られていませんが、これからまた少しずつ知られていって、今年度9項目でやっているんですけど、その中の一つが国スポでございましたので、もう国スポはなくなりましたので、国スポを1つ引いて、そして、ここに書いています道路とか下水道みたいな話と、環境対策みたいなものを加えてプラス1ということになりますが、10項目として「基山町明運動」をまた令和7年度も展開していきたいというふうに思っているところでございます。

今申しあげた4本柱の主なものについて次の2ページと3ページに書いておりますので、その中のキーワード的なものを少し紹介させていただきたいというふうに思っております。

まず、給食につきましては、これまで中学校を筆頭にとというか、一番上が中学校までで3番目ということだったのを、今度、令和7年度は一番上を18歳というふうにしますので、そこで大分広がっていくというふうに思いますので、それをやらせていただきたいというふうに思っております。もう皆さん御存じかと思いますが、報道等では令和8年度からは国が無償化をやっていただけるということです。私としては私学の無償化よりも先にこっちをやってもらったらいいなと思っていたんですけども、そういうことでございますので、今回うちがまた少し強化して、来年ちょうどいい感じになったらいいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

それから、あとは少し下がっていきますと、もちろん今回の原油高であったり物価高に伴う給食費の値上げは、給食費自体は上がるんですけど、そこは町の予算で補填して上げない形をしていくということを今考えておりますので、これはできるだけ頑張って続けていきたいなというふうに思っているのが給食についてでございます。

あと、就学援助で様々な提案が一般質問でも出ておりましたけれども、その全部じゃございませんけど、一部を今回支援させていただくということ、ここでは細かい話はしませんけれども、そういうことを考えているところでございます。

それから、①の一番下に、いわゆる料金徴収、今まで手払いでお金を払っていたものを放課後児童クラブの関係と、それから、後で保育園の給食費がその次の②のほうで出てきますが、これをキャッシュレスで口座引き落としができるように、そういった利便性を取ってい

きたいというふうに思っています。もちろんこれにも予算がかかるんですよ。だから、その維持費というか、運営費みたいなものを町で持つということでございますので、そういったことを考えているところでございます。

さらに、②に行きますと、病児・病後児保育、これは相当様々なものを考えたんですけれども、今の施設を病児保育施設にできないかということで半年間様々なシミュレーションをやって、厚生労働省にも2度ほど行きましたけど、なかなかそこが難しいということでございましたので、今回御提案しているのは、筑紫野市と小郡市に病児保育をやっている病院がありまして、そこを利用させていただくことが可能になったので、それに対しての補助も少しさせていただくということを今考えているところでございます。

それから、うちの病後児保育も昔に比べると少し人数は増えてきているんですけど、これも利用料を少し下げるといっても今回提案させていただいておりますので、その辺りはまた後の議案審議の中で詳しく説明させていただければというふうに思っております。

また、下のほうの③のところでございますけれども、下から3つ目ですが、産後ケア費用ということで、産後ケアに関してさらに充実をさせるということで、また新しいメニューの提案等もさせていただいておりますので、そういう意味では、本当に細々としたものではございますが、そういったもので少しでも住民の皆さん、特に、子育て世代の方々の利便性が上がればいいということで、進めていきたいというふうに思っています。

それから、④につきましては、これは国保のところの話なんですけど、18歳以下の全ての子どもの均等割全額減免というのを今回提案させていただいているところでございますので、こういったものも含めまして、さらに次のステージに行く子育て支援みたいなものを令和7年度は目指していきたいというふうに思っております。

それから、プラチナのほうは、そうですね、大きなところでは②に出てきますが、シルバー人材センターというのをもう一回うまく機能できるようにしていきたいなど。ニーズは間違いなくあると思っておりますので、そのニーズに応えられるような仕組みをもっともっていかなくちゃいけないし、何となくシルバー人材センターに登録するのは嫌だみたいな少しちゅうちょされるような方々に、シルバー人材センターがどんなことをやっているかというのを正しく説明して、きちんと登録していただければ、本当にシルバー人材センターに対するニーズはたくさんありますので、これをきちんと進めていくことが大事なんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それから、③のところ、これは前々から一般質問で何度もお受けしていた耳の関係でございますが、補聴器、そして、健診の中でも耳の検査を入れていくみたいなことも今回提案させていただきますので、ぜひまたそういうところから少しでもよくなるようにできたらいいなというふうに思っているところでございます。

それから、産業につきましては、ここに業態ごとにやりたいことを書かせていただいております。これは先ほど概略を説明したところでも説明しましたので、結構ダブるところがございますので、1つだけ提案するとすれば、今、佐賀東部町長会ということで基山町とみやき町と上峰町と吉野ヶ里町、4つ組んで様々な事業、今度プロモーションも博多駅でやる提案をまた今回させていただいているんですけど、そういったものに加えて観光とか、この前、いわゆる合同企業説明会も実は全ての3町長にも参加していただいてやりましたので、これからはやっぱり基山町だけではなく、まず、その4町は大事ですし、当然、隣の鳥栖市であったり、県はまたぎますが、小郡市とか筑紫野市も大事なので、特に観光ですけど、観光以外も含めて、こういったところと連携してやっていくのがやっぱり産業振興にとっては大事なんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それから最後、4つ目の柱が、先ほど説明したんですけど、ここに10本書いてありますが、このうちの⑤のところにあったのが国スポなんですけど、この国スポの一番大事な真ん中にもともとあった基肄城のものをここに入れ替えて、中心に持ってきているところでございます。プラス「Kiyamaプライド」みたいな言葉もここに——「Kiyamaプライド」の代表選手は基山（きざん）であり、草スキーであり、基肄城であると思っていますので、そこに1個。だから、ここは増えたわけではございません。逆に、⑧と⑨が今回拡充させていただいているということでございます。⑩はもともとあったものなんですけど、気持ち的にもっともっと明るく町民の皆さんに接するべきだということで拡充という形になってはいますが、この辺りのところを変えていきたいというふうに思っているところでございます。

特に、今、防犯灯とか防犯カメラみたいな話がまた様々なところから出始めてきておまして、今までの防犯カメラの使用用途とは全然違うようなイメージも出てきていますので、こういったものも含めて安心・安全なまちづくりのためにいろいろ考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

あと、5ページ以降は本当に大事なところだけを少しピックアップして簡単に述べさせていただきます。

5 ページの 1 行目に、今回、予算が90億8,399万8,000円という数字が出ておりますが、当初予算で90億円を超えたのは今回が初めてでございます。とはいいいながら、昨年度が88億円台で、仕上がりが99億円、補正予算は今99億円になっておりますので、最初の出だしが90億円ということは、今年度は間違いなく最後には100億円を超えるというふうな形になると思います。

ただ、新型コロナのど真ん中の令和2年度に111億円というのが、最終仕上がりのほうですね。当初はもちろん少なかったんですけど、例の1人10万円みたいなのがあった時代ですけど、あれだけで20億円みたいな話があったときには及ばないとは思いますが、最終的な仕上がりは100億円ぐらいになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

その中で、じゃ、何がそんなに増えているかという、5 ページの一番上のところの人件費、これがやっぱり給与、それからあと、会計年度任用職員であったり、様々な方の待遇であったり保険であったり、そんなものが全部加算されるようになっておりますので、この人件費というのは何もなくてもそれだけで今回増えている部分がございます。それからあと、いわゆるクラウドになって新しいシステムで安くなると言われて国からいろいろ導入を勧められていた各種の情報システムが、やっぱり予想どおり、開いてみたら我々地域にとってはどんどんお金が増えてきているということで、その出費も大きくなっております。ただ、これはどうしようもないんですね。我々のほうで、いや、うちだけ外れますみたいなことができないので、やっぱりかという、そんな感じがあるところでございます。

それともう一つ、やっぱり扶助費といいますか、子育て支援もそうですし、それから、高齢者もそうですし、障がいもそうなんですけど、そういった費用はやっぱり黙っていてもどんどん増えていっているんで、この3つが大きな予算増の要因になっている部分があるかなというふうに思っております。ただ、その辺も上手に考えていながら町政を進めていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

次に、いい話をさせていただきますと、6 ページの町税のところですね、1 款、町税、これも過去最高の予算額を計上させていただいて、前年度比でも5.5%ということで、先ほどちょっと申しましたが、今3年連続過去最高を更新していて、今年度末も間違いなく4年度連続過去最高になるだろうということなんですけど、だから、逆に言えば令和7年度も過去最高になる、そういう見込みで町税のほうはそういう読みをさせていただいているというのが2つ目になります。

次の8ページにお願いしたいんですけども、逆にマイナス、ふるさと納税、先ほどの行政一般報告では10億円を超えて去年に比べてすごくいいという話をしましたが、1月中旬ぐらいから例の、前から何度も説明していますコカ・コーラの品目が大きく落ちた結果、この時期、2月、3月、去年に比べたら30品目から40品目落ちています。だから、今回、3億5,000万円減の6億5,000万円で予算の歳入を予定している。ただ、この6億5,000万円さえ危ないというのが正直なところなので、ふるさと納税はおかげさまでいろいろな小さい中小企業の方が協力していただいて、本当に品目は増えているんですけども、コカ・コーラがそういう感じでいかんせんし難い状況になっているので、これはこれからも頑張っていきますし、少しでも挽回していきたいと思いますが、大体これぐらいになっちゃいそうなので、この3億5,000万円のマイナスは非常に大きいなというふうに思っているところでございます。

あとは、先ほど4つの柱で述べた部分がメインでございますので、私のほうからの一般会計についてはそういう形にさせていただきたいと思っております。

そして、次は22ページの国保の会計でございますけど、国保のポイントだけを申しますと、いよいよ国保と後期高齢者の人数が来年度、令和8年度ですね、だから、令和7年度中には人数が逆転する。今が国保が3,079人で、後期高齢が2,872人なんですけど、数字はここに書いてありますが、それが多分来年のこの時期にこの数字は逆転しているんじゃないかなというふうに思います。国保の数字は毎年大体100人から200人の間ぐらいで下がっていますし、反対に後期高齢のほうは100人から200人の間で増えていっているんですけど、恐らくこれから5年ぐらいは毎年200人ぐらい増えちゃうんじゃないかなという計算を私はしているところなので、もっともっと増えると思います。なぜかという、まさに一番基山町の人口が多いところに75歳に入ってくるのでというふうな話でございます。

そういう中で、令和12年度に向けて一本化が大きな課題でございますので、この場を借りて、今うちがやっているような、例えば、18歳以下の均等割を今全部ただにしているものは令和12年度になったらまずやっちゃいかんと言われていきます。やっちゃいかんと。だけど、やっちゃいかんと言われてるのは、引いた上で税として減らすという形だけが向こうがやっちゃいかんということなので、そうなってくると、いわゆる償還払いになってしまうんですけども、今と同じものを今度は請求していただいて給付するような形は令和12年度以降もやっていいというところまで一応交渉は取りあえず現段階では来ております。そういう

ことで、同じように基金がある間は、それを使って税金を下げちゃいかんけど、給付するのはいいということなので、そういう意味でいうと、3億円基金がございますので、それをうまく使っていきながら、あまり急激に一本化で上がらないようにして、その辺で給付していくというパターンしか今のところないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

次が後期高齢でございますが、後期高齢者はとにかく人数がどんどん増えていきますので、今が2,872人ですけど、来年のこの数字は間違いなく3,000人台にいつているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

最後に、下水道はいよいよポンプ場が来年度完成いたします。そして、本格的な基山町の新しい下水道の動きがスタートいたしまして、来年度、それから、その次の再来年度、まさに下水道の第2期と言っても過言でない形がくると思いますので、様々な金額、予算も増えていくと思いますので、その辺りのところもきっちり整備していきながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、取り留めのない説明になってしまいましたけど、令和7年度の基山町の施政運営方針の説明を終わりたいというふうに思います。

最後に、報告事項についてでございます。

今回は1件でございます。報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

以上、説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第9号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

この条例の制定につきましては、刑法等一部改正法の公布により懲役及び禁錮刑が新たに拘禁刑として単一化されたことに伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、制定するものでございます。

内容につきまして、議案資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案資料 1 ページから 3 ページにかけてでございますけれども、第 1 条 基山町情報公開条例の一部改正、第 2 条 基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正、第 3 条 基山町職員の給与に関する条例の一部改正、第 4 条 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、第 5 条 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正、これら全て拘禁刑への表記の改正のみでございます。

施行日は、令和 7 年 6 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第 10 号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第 10 号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書 3 ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨に鑑み、給与制度の整備を行うため、改正を行うものでございます。

内容につきまして議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料 4 ページをお願いいたします。

この 4 ページが改正の概要になりますが、まず、1、給与制度のアップデートでございます。

①特定任期付職員のボーナス制度の改正です。

特定任期付職員のボーナスに勤勉手当を追加し、年間 3.45 月分を 3.65 月分とし、0.2 月分の引上げを行います。

次に、②行政職給料表の職務の級が 6 級である職員の昇給号数の引上げでございます。

現行、昇給号給数が標準で 3 号給であるものを他の職務の級の職員と同じく標準で 4 号給とするものでございます。

次に、③平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大でございます。

現行では平日の午前零時から午前5時までとなっている支給対象時間帯を午後10時から午前5時までとするものでございます。

④扶養手当の見直しでございます。

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上げるものでございます。2年間で段階的に実施を行います。

5ページをお願いいたします。

⑤通勤手当の支給限度額の引上げでございます。

現行では1か月当たり5.5万円となっている通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引き上げるものでございます。

⑥再任用職員への手当支給の拡大でございます。

再任用職員には現行では支給対象外となっている住居手当を新たに支給可能とするものでございます。

⑦給料表の改正でございます。

早期昇格者の給与を改善するため、職務の級が3級から6級までの初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引き上げるものでございます。

続きまして、新旧対照表にて御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、第1条 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

第6条では、第4項を削除することにより、特定任期付職員の業績手当を廃止しております。

また、第5項の文言の整理を行い、新たに第4項としております。

次に、第7条第1項では、適用除外としている給与条例第22条を削ることにより特定任期付職員へ勤勉手当を支給することとしております。

また、第2項では、特定任期付職員への勤勉手当を0.875月とすることを規定しております。

次に、第2条 基山町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第6条第6項では、括弧書きを削除することにより6級在級者の処遇改善を図っております。

す。

7ページをお願いいたします。

第10条の2、管理職員特別勤務手当では、適用する時間帯を午前零時からを午後10時からと緩和し、併せて文言の整理をしております。

次に、第11条、扶養手当では、第2項第1号を削除することにより配偶者に係る扶養手当を廃止しております。

8ページをお願いいたします。

第3項では、子に係る扶養手当について1万円を1万3,000円とし、その他の扶養親族については現行同様の6,500円となります。

また、第5項に規則への委任を規定することにより第12条を削除しております。

9ページをお願いいたします。

次に、第14条、通勤手当では、交通機関等を利用しての通勤手当の上限額を5万5,000円から15万円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第23条、特定の職員についての適用除外の第2項では、第13条、住居手当を削除することにより定年前再任用短時間勤務職員へ住居手当を支給することとしております。

次に、別表第1、行政職給料表では、3級から6級において低い号給をカットし繰り上げることにより各級の初号の額の引上げを行い、昇給者の処遇改善を図っております。

15ページをお願いいたします。

次に、第3条 基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第3条のただし書から住居手当を削除することにより定年前再任用短時間勤務職員へ住居手当を支給することとしております。

次に、第4条 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

16ページをお願いいたします。

第2条、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条文中、第7条第2項の改正のうち、期末手当の支給月数について「100分の172.5」を「100分の95」とするものでございます。

次に、第5条 基山町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

附則の項ずれを整理するものでございます。

最後に、議案書9ページをお願いいたします。

最後に、施行期日等でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行し、第4条の規定は、公布の日から施行します。

第4項でございますが、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」とします。また、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」とし、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第11号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第11号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書14ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨に鑑み、仕事と生活の両立支援の拡充のための措置として、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立を支援できる勤務環境を整備するため、改正するものでございます。

内容につきましては、議案資料の新旧対照表にて御説明させていただきます。

議案資料19ページをお願いいたします。

第8条の3第2項では、対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大しております。

第3項では、括弧書きを削除し、養育可能な配偶者がいる場合の適用除外を削除しております。

また、併せて第4項では文言の整理を行っております。

20ページをお願いいたします。

第26条の3及び第26条の4に、職員に対する意向確認等や勤務環境の整備に関する措置を規定しております。

なお、この議案資料の18ページに改正の概要を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

最後に、施行期日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第12号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第12号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書16ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、改正するものでございます。

改正内容につきましては、第19条第3項中において条番号の整理をしております。内容に変更はございません。

施行日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第13号の詳細説明を求めます。亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

議案第13号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び基山町税条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書17ページをお願いいたします。

提案理由でございます。今回の条例改正は、上位法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されましたので、それに伴う本町条例の引用条文の項の整理が必要となったものでございます。

改正の内容でございます。内容につきましては、資料（議案・補正予算関係）23ページか

ら25ページの新旧対照表にて説明をさせていただきたいと思えます。

まず、第1条 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正におきましては、第2条第2号、第3号、第4号中の引用条文をそれぞれ改めるものでございます。

次に、第2条 基山町税条例の一部改正におきましては、第36条の2第9項、第63条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第132条の3第2項第1号、第142条第1号中の引用条文をそれぞれ改めるものでございます。

なお、本条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

補足になりますけれども、今回の上位法改正のポイントでございます。マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの方は、現在、希望をすればマイナンバーカードの電子証明書で電子署名や電子認証を行うことができますけれども、今回の法改正によりマイナンバーカードが保有している氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真などの情報の証明機能もスマートフォンに搭載できることになり、様々な手続がカードを持ち歩くことなくスマートフォンの顔認証や指紋認証などの生体認証で行えるようになります。例えば、現在、マイナポータルを利用する際や確定申告の電子申告の際は何回かカードをスマートフォンにかざす必要がございますが、そういったことが今後不要になります。このように、今後様々な公的サービスや民間サービスをスマートフォンから行うことが可能になり、デジタル社会の実現に向けてさらに加速させるための上位法の改正でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第14号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議案第14号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書19ページをお願いいたします。

今回の基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、食事の提

供の特例の規定に管理栄養士を加える必要が生じたので、規定の一部改正を行うものでございます。

背景には、令和6年6月に栄養士法が改正され、これまで栄養士であることが受験の前提条件であった管理栄養士国家試験の要件が緩和されたことがございます。このことにより令和7年4月1日以降は、管理栄養士養成施設の卒業者につきましては、栄養士の免許を持っていなくても国家試験を受験し、管理栄養士になることができるようになります。

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、乳幼児に対する食事の提供の特例の規定の中に栄養士による必要な配慮が行われることを特例の条件として規定しておりますが、新たに登場するこの栄養士の免許を持たない管理栄養士も給食に対して必要な配慮をすることができるものとして、対象となるよう本条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えます。

条例の施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行することとしております。

なお、議案資料の26ページに新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第15号の詳細説明を求めます。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

それでは、議案第15号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書の20ページ、21ページをお願いいたします。

この条例は、ごみ出しの際の利用者の利便性を図ることを目的に、これまでも御要望いただいております可燃物入れの中及び空き瓶入れの小のごみ容器を作成するため、基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正として別表第2を改めるものでございます。

21ページをお願いいたします。

別表第2、ごみ収集処理手数料（町が指定するごみ容器）でございます。

詳細の説明を議案資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

議案資料の27ページをお願いいたします。

改正後の表中、上から1行目にこれまでありました可燃物入れ大、1袋30円と、3行目、可燃物入れ小、1袋20円の間サイズとしまして、2行目に新たに可燃物入れの中、1袋25円を追加し、表中下から5行目のこれまでありました空瓶入れ大、1袋40円の小さいサイズとしまして、下の行に空瓶入れ小、1袋20円を追加するものでございます。

今回の改正は、家族構成などによりまして可燃物入れの大き過ぎるという御意見や、空瓶はいっぱいになりますと重たくて運ぶのが大変だという御意見を反映させたものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日施行とさせていただきます。

議案第15号の説明については以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第16号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第16号 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書22ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の勤務年数に新たに35年以上の区分を追加するため改正をするものでございます。

内容につきまして、議案資料の28ページを御覧いただきたいと思います。

28ページのほうに、新旧対照表でございますが、別表をお示ししております。新たに35年以上の欄を設け、階級ごとの支給額を定めております。

施行日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第17号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案第17号 町道の路線の認定について詳細説明をさせていただきます。

議案書の26ページを御覧ください。

認定する路線でございますけれども、夜水・金丸1号線、夜水・金丸2号線、塚原4号線の3路線でございます。

路線名と起点、終点につきましては議案書の記載のとおりでございますので、後ほどお目通しのほうをよろしく願います。

次に、資料（議案・補正予算関係）の29ページから31ページ、町道認定位置図にて説明をさせていただきます。

29ページをお願いいたします。

29ページ、塚原4号線でございます。延長が約356メートルでございます。

次、30ページをお願いいたします。

夜水・金丸1号線でございます。延長55メートルとなっております。

最後に、31ページをお願いいたします。

夜水・金丸2号線でございます。延長は約55メートルでございます。

3路線とも住宅開発で整備された帰属による町道でございます。幅員は全て6メートルとなっております。

町道認定は基山町道路条例第6条によるものでございます。認定要件につきましては、基山町町道認定規則第2条の要件を満たし、同規則第3条第3号の規定に該当しておりますので、町道認定をお願いするものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。御審議賜り、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第18号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第18号 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について説明をさせていただきます。

議案書27ページをお願いいたします。

今回の協議につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年7月1日付で多久小城医療組合の名称が多久小城医療企業団に変更されること及び名称変更後の多久小城医療企業団を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合同規約を変更することについて同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施行日につきましては、28ページでございます佐賀縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）のとおり、知事の許可のあった日からとなっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第19号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第19号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）について説明をさせていただきます。

議案書29ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ2億3,019万1,000円を減額しまして、予算総額を99億2,231万1,000円とするものでございます。

30ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款 国庫支出金に7,312万8,000円の減額、18款 繰入金に1億2,166万2,000円の減額、20款 諸収入に1,834万4,000円の減額、21款 町債に830万円の減額をお願いしております。

31ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款 総務費に1,993万1,000円の減額、3款 民生費に6,195万7,000円の減額、4款 衛生費に5,451万8,000円の減額、8款 土木費に4,450万円の減額。

32ページをお願いいたします。

10款 教育費に4,540万4,000円の減額、14款 予備費を51万7,000円減額することで調整を図らせていただいております。

33ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

年度内に事業完了が見込めないものにつきまして、9件、1億8,611万3,000円の設定をお願いしております。

額の大きなものを申し上げます。

2項目になりますけれども、3款 民生費、1項 社会福祉費で令和6年度の住民税非課

税世帯に対して給付を行います物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金事業に5,061万3,000円、次に、6款. 農林水産業費、1項. 農業費で、農業用ため池の劣化状況などの調査を行います防災重点農業用ため池調査計画業務に2,400万円、2つ下、8款. 土木費、2項. 道路橋梁費で、丸林橋の橋梁補修を行う道路メンテナンス事業（橋梁）に1,366万9,000円、同じく三国・丸林線の道路改良を行います地方創生道整備交付金事業に5,058万2,000円、3項. 都市計画費で、基山総合公園施設整備を行います社会資本整備総合交付金（公園）に2,419万5,000円などの設定をお願いしております。

34ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

まず、追加分になります。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業に290万円の設定をお願いしております。こちらは国の補正予算に伴いますもので、町道桜町・伊勢山線の改良に係るものでございます。

次の緊急自然災害防止対策事業に1,700万円の設定をお願いしております。こちらは上原地区と吉原地区の急傾斜地崩壊防止事業に対する起債につきまして、自然災害防止事業から変更を行うものでございます。

次の地域鉄道対策事業に、こちらも国の補正予算に伴います甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金に係るもので、750万円の設定をお願いしております。

次に、変更分になります。

道路整備事業では、踏切改良事業や道路改良事業費の減に伴いまして、1,870万円の減額をお願いしております。

35ページをお願いいたします。

こちらは廃止分になります。

先ほど御説明いたしました上原地区と吉原地区の急傾斜地崩壊防止事業につきまして、緊急自然災害防止対策事業への変更を行いますので、自然災害防止事業につきましては全額の1,700万円を減額とさせていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。事項別明細書4ページをお願いいたします。

まずは歳入でございます。

14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1節. 児童福祉費負担

金に子育てのための施設等利用給付交付金235万4,000円の減額をお願いしております。補助対象事業費の実績見込みの減に伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、2目. 衛生費国庫補助金、2節. 環境衛生費補助金に浄化槽設置整備事業補助金106万5,000円の減額をお願いしております。浄化槽設置件数の減見込みによるものでございます。

次に、3目. 土木費国庫補助金、1節. 道路橋梁費補助金に踏切改良計画事業補助金2,673万4,000円の減額をお願いしております。これは三国・丸林線改良事業に伴います踏切改良事業の事業費の減によるものでございます。

次に、4目. 教育費国庫補助金、1節. 小学校費補助金では、特別支援教育就学奨励費補助金に130万円の減額をお願いしております。実績見込みによるものでございます。

同じく4節. 文化財保護費補助金、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金276万円の減額をお願いしております。町内の遺跡発掘調査の事業費の減に伴うものでございます。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税補足給付金の給付額の確定によりまして4,001万3,000円の減額をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、1節. 児童福祉費負担金、子ども・子育て支援施設等利用給付費負担金に145万3,000円の減額をお願いしております。補助対象事業費の実績見込みの減に伴うものでございます。

同じく2節. 社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金178万5,000円の減額をお願いしております。交付額の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

2項. 県補助金、2目. 民生費県補助金、2節. 児童福祉費補助金、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金に医療費の増加を見込みまして133万1,000円の増額をお願いしております。

また、その2つ下ですけれども、保育対策総合支援事業補助金では、事業費の減を見込みまして386万円の減額をお願いしております。

次に、4目. 農林水産業費県補助金、1節. 農業費補助金では、農村地域防災減災事業費補助金に事業費の増によりまして300万円の増額をお願いしております。

次に、6目．教育費県補助金、1節．小学校費補助金、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金175万4,000円の減額をお願いしております。交付額の決定によるものでございます。

2つ下ですけれども、4節．文化財保護費補助金、佐賀県文化財保存事業補助金に110万4,000円の減額をお願いしております。こちらは町内の遺跡発掘調査の事業費の減に伴うものでございます。

飛びまして、9ページをお願いいたします。

18款．繰入金、1項．基金繰入金、2目1節．財政調整基金繰入金、それから、9目1節．まちづくり基金繰入金、それと、10目1節．ふるさと応援寄附基金繰入金にそれぞれ1億1,500万円、100万円、570万円の減額をお願いしまして、財源調整を図らせていただいております。

なお、ふるさと応援寄附基金繰入金の充当につきましては、議案資料の36ページに充当事業一覧表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

飛びまして、11ページをお願いいたします。

20款．諸収入、4項．受託事業収入、2目．教育費受託事業収入、1節．文化財調査受託事業収入では、町内遺跡発掘調査受託事業に1,766万6,000円の減額をお願いしております。こちらは大塚古墳群の調査が不要になったことによるものでございます。

12ページをお願いいたします。

5項3目2節．雑入では、負担金額の確定に伴いまして、共済組合負担金返還金514万2,000円の追加をお願いしております。

また、その下ですけれども、交付決定によりまして、市町村振興宝くじ収益金交付金379万円の増額をお願いしております。

一番下のところですが、新型コロナワクチン定期接種助成金971万1,000円の減額につきましては、接種見込みの減によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

21款．町債につきましては、先ほど第3表 地方債補正で説明させていただいたとおりでございます。補正額は合わせて830万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

14ページ以降の歳出では、人件費を含めまして、多くの項目は不用額見込みによる減額で

ございます。

主なものについて説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費、12節．委託料では、職員健康診断委託料100万円の減額をお願いしております。委託料の確定によるものでございます。

2目．文書管理費、13節．使用料及び賃借料では、コピー借上料、それから、綜合法令管理システム使用料にそれぞれ140万6,000円と223万8,000円の減額をお願いしております。実績見込みの減によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

6目．企画費、18節．負担金補助及び交付金では、まちづくり基金事業補助金に120万円の減額をお願いしております。補助金額の確定によるものでございます。

それから、国の補正予算で採択されたことに伴いまして、3つ下ですけど、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金758万9,000円の増額をお願いしております。

17ページをお願いいたします。

14目．防災諸費、18節．負担金補助及び交付金では、事業費の確定に伴いまして、県防災行政通信運用管理費負担金288万5,000円の減額をお願いしております。

飛びまして、21ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費、18節．負担金補助及び交付金に給付額の確定によりまして定額減税補足給付金3,889万円の減額をお願いしております。

次に、27節．繰出金、国民健康保険特別会計繰出金に国民健康保険基盤安定負担金の減額等によりまして161万3,000円の減額をお願いしております。

2目．老人福祉費、18節．負担金補助及び交付金の生活支援サービス等支援補助金に不用額を見込みまして110万円の減額をお願いしております。

22ページをお願いいたします。

上から3段目ですけれども、27節．繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金303万2,000円の減額をお願いしております。こちらは事務費負担金の減額見込みによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、3目．ひとり親福祉費、19節．扶助費では、医療費の増加を見込みまして、ひとり親家庭等医療費助成費に280万1,000円の増額をお願いしております。

それから、5目の保育対策費、18節。負担金補助及び交付金では、保育体制強化事業費補助金と、24ページの19節。扶助費、子育てのための施設等利用給付費をそれぞれ603万3,000円と581万2,000円の減額をお願いしております。こちらは不用額見込みによるものでございます。

25ページをお願いいたします。

4款。衛生費、1項。保健衛生費、2目。予防費、12節。委託料に各種予防接種委託料に951万4,000円の減額をお願いしております。予防接種件数の減見込みによるものでございます。

3目。環境衛生費、18節。負担金補助及び交付金に浄化槽設置整備事業補助金165万6,000円の減額をお願いしております。浄化槽設置件数の減見込みによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

2項。清掃費、2目。塵芥処理費、10節。需用費、消耗品費に210万5,000円の減額をお願いしております。不用額見込みによるものでございます。

また、12節。委託料、塵芥不燃物収集運搬業務委託料に569万8,000円の減額をお願いしております。委託料の確定によるものでございます。

それから、18節。負担金補助及び交付金に広域ごみ処理施設運営費負担金2,748万7,000円の減額をお願いしております。負担金額の確定によるものでございます。

それから、3目。し尿処理費、18節。負担金補助及び交付金に三神地区環境事務組合負担金307万2,000円の減額をお願いしております。こちらも負担金額の確定によるものでございます。

飛びまして、28ページをお願いいたします。

6款。農林水産業費、1項。農業費、5目。農地費、12節。委託料では、防災重点農業用ため池調査計画業務委託料に300万円の増額をお願いしております。事業費の増加に伴う補助金額の変更によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

2項。林業費、2目。林業振興費、12節。委託料では、林道橋梁点検業務委託料116万3,000円の減額をお願いしております。こちらは入札減によるものでございます。

飛びまして、32ページをお願いいたします。

8款。土木費、2項。道路橋梁費、1目。道路維持費、14節。工事請負費に町道舗装補修

工事、不用額を見込みまして120万7,000円の減額をお願いしております。

次に、2目．道路新設改良費、14節．工事請負費に、こちらも不用額を見込みまして町道舗装補修工事と三国・丸林線道路改良工事にそれぞれ137万8,000円と4,000万円の減額をお願いしております。

飛びまして、37ページをお願いいたします。

10款．教育費、2項．小学校費、3目．基山小教育振興費、19節．扶助費では、不用額を見込みまして特別支援教育就学奨励費174万8,000円の減額をお願いしております。

飛びまして、39ページをお願いいたします。

10款．教育費、4項．社会教育費、3目．文化財保護費、12節．委託料に遺構実測委託料、それから、出土遺物整理業務委託料、それから、発掘調査掘削業務委託料にそれぞれ744万4,000円、276万4,000円、672万6,000円の減額を、同じく13節．使用料及び賃借料、機具等借上料に164万5,000円の減額をお願いしております。大塚古墳群の調査が不要になったことなどに伴うものでございます。

40ページをお願いいたします。

5目の文化振興費、12節．委託料でございます。不用額を見込みまして、清掃管理委託料145万9,000円の減額をお願いしております。

41ページをお願いいたします。

5項．保健体育費、2目．スポーツ振興費の13節．使用料及び賃借料、施設使用料に148万4,000円の増額をお願いしております。こちらは国スポのパワーリフティング競技などの冷房使用料に係るものでございます。

飛びまして、43ページをお願いいたします。

最後に、14款．予備費でございます。今回51万7,000円を減額いたしまして調整を図らせていただいております。

以上で令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第20号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

それでは、議案第20号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につ

いて詳細説明させていただきます。

議案書の36ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ70万7,000円を増額し、総額を21億6,184万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いします。

歳入でございます。

5款1項1目1節、普通交付金に300万円の増額、同じく2節、特別交付金の県繰入金（2号分）に81万5,000円の減額でございます。それぞれ交付金の額確定によるものでございます。

4ページをお願いします。

7款1項1目1節、一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）216万円の減額、同じく保険者支援分65万7,000円の減額、ともに調整交付金等の額確定によるものでございます。

出産育児一時金等繰入金100万円の増額、こちらは国保被保険者の出産が当初見込みより多かったため、この後、歳出でも予算計上しておりますが、その分に対する一般会計からの繰入金でございます。

子どもの医療費助成事業繰入金34万4,000円の増額、こちらは調整交付金等減額調整措置分の額確定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項2目、国民健康保険団体連合会負担金及び3目、医療費適正化対策事業費、次のページ、6ページをお願いします。1款2項1目、賦課徴収費、いずれにつきましても、額確定により財源内訳の変更を行っております。

7ページをお願いします。

2款2項1目18節、高額療養費補助金に300万円の増額、こちらは高額療養費が当初見込みより増えたことによるものでございます。

8ページをお願いします。

2款4項1目18節、出産育児一時金に150万円の増額、こちらは国保被保険者の出産が当

初見込みより増えたことによるものでございます。

9ページをお願いします。

2款5項1目18節、葬祭費補助金に30万円の増額、こちらは国保被保険者の葬祭件数が当初見込みより増えたことによるものでございます。

次に、10ページをお願いします。

3款1項1目、医療給付費分と、次のページ、11ページになります。3款2項1目、後期高齢者支援金等分、また、次のページ、12ページ、3款3項1目、介護納付金分につきましては、それぞれ額確定による財源内訳の変更を行っております。

13ページをお願いします。

9款3項1目27節、一般会計繰出金に3万8,000円の増額、こちらは県繰入金（2号分）の事業費として一般会計に繰り出す増額分となっております。

14ページをお願いします。

10款1項1目、予備費で413万1,000円減額し、財源調整を行っております。

議案第20号の詳細説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第22号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案第22号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の42ページをお願いいたします。

第3条 令和6年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正をお願いいたします。

収入でございます。第1款、下水道事業収益を1,096万5,000円減額し、5億4,563万6,000円といたします。

次に、支出でございます。第1款、下水道事業費用を446万9,000円減額し、合計で4億1,198万7,000円といたします。

次に、第4条 資本的収入及び支出でございます。

収入第1款、資本的収入を4,562万6,000円増額し、15億5,332万1,000円といたします。

43ページをお願いいたします。

第1款. 資本的支出を3,096万円増額し、17億3,245万9,000円といたします。

第5条 企業債、起債の限度額を3,130万円増額し、10億5,810万円に改めます。

44ページをお願いいたします。

継続費の年割額の補正をお願いいたしております。総額に変更はございません。

補正の詳細内容につきましては、令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）実施計画兼事項別明細書により主なものを説明いたします。

実施計画兼事項別明細書の1ページをお願いいたします。

1ページ、1款2項6目. 消費税及び地方消費税還付金の額を1,081万9,000円減額いたします。これは事業費の減によるものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

1款1項1目. 管渠費、修繕費及び委託料について、実績見込みによりそれぞれ230万円、156万2,000円減額いたします。

3目. 処理場費、修繕費につきましても、同様に実績見込みにより132万3,000円の減額をいたします。

3ページをお願いいたします。

5目. 流域下水道維持管理費を146万円減額いたします。これは宝満川流域下水道維持管理費負担金の減によるものでございます。

7目. 資産減耗費でございます。272万5,000円増額いたします。これはポンプ撤去による固定資産除却費でございます。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款2項1目、国庫補助金を1,432万6,000円増額いたします。これは社会資本整備総合交付金の追加配分によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目. 下水道整備費、委託料でございます。141万円の減額を予定しております。実績見込みによるものでございます。

続きまして、工事請負費2,726万円の増額をお願いいたします。これは社会資本整備総合交付金の追加配分に伴う工事費の増額でございます。

同じく2項1目、企業債償還金に1,110万円の増額をお願いしております。これは建設改良企業債の繰上償還によるものでございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を2,649万1,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額21億4,444万6,000円とするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第1号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

それでは、議案書63ページ、報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明いたします。

報告事項は、令和7年度の事業計画、会計予算、資金計画の3点となっております。

報告第1号資料により御説明いたします。

資料1ページをお開きください。

令和7年度基山町土地開発公社事業計画についてでございます。

用地の買収予定及び売却予定はございませんので、それぞれゼロとなっております。

次に、2ページでございます。

令和7年度基山町土地開発公社会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入の6万9,200円は事業外収益の受取利息と雑収益となっております。

また、支出の8万5,800円は販売費及び一般管理費でございます。

次に、3ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。

現在のところ令和7年度事業は予定しておりませんので、収入支出ともゼロ円となっております。

次の4ページから6ページは、ただいま御説明いたしました会計予算の説明書でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、7ページをお開きください。

令和7年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

収益の部といたしまして、事業外収益の6万9,200円となっております。

また、費用の部といたしまして、販売費及び一般管理費8万5,800円は人件費及び経費でございます。

収益合計から支出合計を差し引いた当期損失が1万6,600円となっております。

次に、8ページでございます。

令和8年3月31日時点における令和7年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産といたしまして、預金が82万1,019円、定期預金は4,150万円であります。

公有用地につきましては、現在、公社保有の土地はございませんので、ゼロ円となっております。

流動資産に固定資産を加えた資産合計は4,232万1,021円となっております。

次に、負債及び資本の部といたしまして、流動負債、固定負債はともにゼロ円となります。

基本金150万円に準備金4,082万1,021円を加えた負債及び資本合計は4,232万1,021円となっております。

次に、9ページでございます。

令和7年度土地開発公社資金計画についてでございます。

令和7年度の予定額としましては、受入資金4,240万6,819円、支払資金は8万5,800円で、差引きは4,232万1,019円でございます。

次に、10ページでございます。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度基山町土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス1万6,600円となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

また、借入れや返済に係る現金の出入りもありませんので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

令和8年3月31日において、現金及び現金同等物期末残高は4,232万1,019円となっております。

以上をもちまして基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

日程第27 予算特別委員会の設置について

○議長（重松一徳君）

日程第27. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条第1項の規定により、令和7年度一般会計、各特別会計及び下水道事業会計予算を審査するため、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、予算特別委員会の委員の数を12名と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会委員の指名を行います。

予算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午後0時08分 散会～